

表彰規程

昭和60年7月26日施行
昭和61年7月29日改正
平成元年1月25日改正
平成10年12月18日改正
平成19年7月26日改正
平成21年11月20日改正
平成22年1月21日改正

(目的)

第1条 財団法人日本スケート連盟(以下、「本連盟」という。)は、日本におけるスケート界の健全なる普及発展と向上を積極的に促進する目的をもって、その目的達成に特に貢献した者を表彰し、その名誉を顕揚するために本規程を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、特別功労賞、功労賞及び優秀選手賞とする。

(特別功労賞)

第3条 特別功労賞は、日本スケート界の普及発展に特に功績のあった者又は団体に授与する。

(功労賞)

第4条 功労賞は、下記の諸項目の中の1つに該当する者より選定し、授与する。

- (1) 本連盟又は加盟団体の役員として30年以上登録し、スケート界のために貢献した者で、表彰委員会又は各都道府県スケート連盟が推薦した者。
- (2) スピードスケート、ショートトラックスピードスケート、又はフィギュアスケートに関し、競技力向上及び普及発展に功績のあった者。

(優秀選手賞)

第5条 優秀選手賞は、下記の諸項目の中の1つに該当する者より選定し、授与する。

- (1) オリンピック大会において、入賞した者(8位以内)。
- (2) ISU選手権大会において、総合成績が第1位から第3位までの者(ショートリレーを含む)。ただし、世界距離別選手権大会においては各種目(団体種目含む)の第1位から第3位までの者。
- (3) ISUフィギュアスケート・グランプリファイナル(シニア)の総合成績の第1位から第3位までの者。
- (4) ISU世界フィギュアスケート国別対抗戦の第1位から第3位までのチーム。
- (5) スピードスケート競技又はショートトラック競技において、世界新記録を樹立した者。

(6) アジア冬季競技大会又はユニバーシアード大会における、フィギュア競技の総合第1位から第3位までの者、又はスピードスケート競技若しくはショートトラック競技の各距離の優勝者。

(7) 全日本選手権大会において、3年連続して総合優勝した者。

(表彰委員会)

第6条 表彰者選考のため、会長、副会長、専務理事及び会長が指名する若干名の理事で表彰委員会を構成し、会長が議長となる。

(表彰の授与)

第7条 表彰の授与は会長が行う。

(報奨金)

第8条 優秀選手の表彰を受ける選手が、次の各号の成績を収めた場合には、その個人、チーム又はカップルに対し、当該各号に定める金額の報奨金を授与する。

同一選手が複数種目で報奨金に該当する成績を収めた場合には、金額を加算する。

但し、オリンピック開催年における下記(2)は授与しない。

(1) オリンピック大会

	個人	チーム	カップル
①	300万円	600万円	450万円
②	200万円	400万円	300万円
③	100万円	200万円	150万円

(2) 世界選手権大会

	個人	チーム	カップル
①	100万円	200万円	150万円
②	75万円	150万円	110万円
③	50万円	100万円	80万円

上記、(2)の該当大会は以下の5大会とする。

世界距離別スピードスケート選手権大会(各種目・団体種目)

世界フィギュアスケート選手権大会

世界ショートトラックスピードスケート選手権大会(総合・団体種目)

世界フィギュアスケート国別対抗戦(団体)

ISUフィギュアスケート・グランプリファイナル(シニア)

(感謝状)

第9条 (1) 競技会、演技会の実施運営その他の本連盟の事業に援助・協力した者又は団体に対し、謝意を表するため、感謝状を授与する。

(2) 感謝状を授与すべき者又は団体は、会長、副会長及び専務理事の協議によって決定する。